

広島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第五十四号

広島県税条例の一部を改正する条例

広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第十三号中「法第五十一条第三項」の下に「及び法第五十一条の二」を加え、「証紙徴収する」を「徴収する」に改める。

第百条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、自動車取得税の納税義務者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第七条又は第十三条の規定による登録の申請を行い、併せて広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年広島県条例第三十八号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第一項の規定による申告書の提出を行う場合には、当該納税義務者は、当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車取得税を知事から得た納付情報により納付する方法により納付しなければならない。

第百十九条第三項中「次条」を「第百二十条」に改める。
第百十九条の次に次の一条を加える。

（自動車税の徴収の方法の特例）

第百十九条の二 自動車税の納税者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第七条の規定による登録の申請を行い、併せて広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して次条第一項の規定による申告書の提出を行う場合には、前条第二項から第四項までの規定にかかわらず、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税を知事から得た納付情報により納付する方法により徴収する。

附則第六条の四第一項第二号ハ中「第十条の五の四」を「第十条の五の三」に改める。

附則第七条中「附則第四条の五」を「附則第四条の六」に改める。

附則第十一条の二の四第二項中「第三十七条の十二の二第二項各号」を「第三十七条の

十二の二第二項第一号から第十号まで」に改める。

附則第十一条の二の八の次に次の一条を加える。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の県民税の課税の特例)

第十一条の二の八の二 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第八条第二項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第十二条第五項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第十六条第二項に規定する特例適用利子等については、第三十五条及び第三十七条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第八条第二項（外国居住者等所得相互免除法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第一号の規定により読み替えられた第三十六条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の二の税率を乗じて計算した金額に相当する県民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第三十六条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第十一条の二の八の二第一項に規定する特例適用利子等の額」とする。

二 第三十八条から第三十八条の四まで、附則第六条第一項、附則第六条の四第一項、附則第六条の四の二第一項及び附則第六条の五の規定の適用については、第三十八条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二の八の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、同条第一号中「課税山林所得金額」とあるのは「課税山林所得金額並びに附則第十一条の二の八の二第一項に規定する特例適用利子等の額（同条第二項第一号の規定により読み替えられた第三十六条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」と、第三十八条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十一条の二の八の二第一項に規定する特例適用利子等の額」と、「の所得割の額」とあるのは「の所得割の額及び附則第十一条の二の八の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び附則第十一条の二の八の二第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第三十八条の三及び第三十八条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二の八の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第六条第一項中「

所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の二の八の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第十一条の二の八の二第一項に規定する特例適用利子等の額（同条第二項第一号の規定により読み替えられた第三十六条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」と、附則第六条の四第一項及び附則第六条の四の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の二の八の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第六条の五中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の二の八の二第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

三 附則第四条の二の規定の適用については、同条第一項及び第二項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十一条の二の八の二第一項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第二項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第十一条の二の八の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の二の八の二第一項の規定による県民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第八条第四項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第十二条第六項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第十六条第三項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第三十五条及び第三十七条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第八条第四項（外国居住者等所得相互免除法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第五項第一号の規定により読み替えられた第三十六条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の二の税率を乗じて計算した金額に相当する県民税の所得割を課する。

4 前項の規定は、特例適用配当に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度の法第四十五条の二第一項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの）に限り、その時まで提出された法第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

5 第三項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第三十六条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第十一条の二の八の二第三項に規定する特例適用配当等の額」とする。

二 第三十八条から第三十八条の四まで、附則第六条第一項、附則第六条の四第一項、附則第六条の四の二第一項及び附則第六条の五の規定の適用については、第三十八条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二の八の二第三項の規定による県民税の所得割の額」と、同条第一号中「課税山林所得金額」とあるのは「課税山林所得金額並びに附則第十一条の二の八の二第三項に規定する特例適用配当等の額（同条第五項第一号の規定により読み替えられた第三十六条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」と、第三十八条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十一条の二の八の二第三項に規定する特例適用配当等の額」と、「の所得割の額」とあるのは「の所得割の額及び附則第十一条の二の八の二第三項の規定による県民税の所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び附則第十一条の二の八の二第三項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二の八の二第三項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第三十八条の三及び第三十八条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二の八の二第三項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第六条第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の二の八の二第三項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第六条の五中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の二の八の二第三項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

三 附則第四条の二の規定の適用については、同条第一項及び第二項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十一条の二の八の二第三項に規定する特例適用配当等の額」と、同条第二項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第十一条の二の八の二第三項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに

附則第十一条の二の八の二第三項の規定による県民税の所得割の額」とする。

附則第十一条の二の九第二項第二号中「とする。」を「と、附則第六条第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第十一条の二の九第一項に規定する条約適用利子等の額（同条第二項第一号の規定により読み替えられた第三十六条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」とする。」に改め、同項第三号中「とする。」を「と、同項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の二の九第一項の規定による県民税の所得割の額」とする。」に改め、同条第五項第二号中「とする。」を「と、附則第六条第一項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び附則第十一条の二の九第三項に規定する条約適用配当等に係るもの」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第十一条の二の九第三項に規定する条約適用配当等の額（同条第五項第一号の規定により読み替えられた第三十六条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」とする。」に改め、同項第三号中「とする。」を「と、同項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の二の九第三項の規定による県民税の所得割の額」とする。」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十一条の二の四第二項の改正規定、附則第十一条の二の八の次に一条を加える改正規定及び附則第十一条の二の九の改正規定 平成二十九年一月一日

二 附則第六条の四第一項第二号ハ及び附則第七条の改正規定 平成三十年一月一日

(県民税に関する経過措置)

第二条 この条例による改正後の広島県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分（附則第十一条の二の四第二項の改正規定に限る。）は、平成二十九年以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第十一条の二の八の二の規定は、所得割の納税義務者が平成二十九年一月一日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第八条第二項に規定する特例適用利子等、同法第十二条第五項に規定する特例適用利子等若しくは同法第十六条第二項に規定する特例適用利子等又は同法第八条第四項に規定する特例適用配当等、同法第十

二条第六項に規定する特例適用配当等若しくは同法第十六条第三項に規定する特例適用配当等に係る個人の県民税について適用する。

3 新条例の規定中個人の県民税に関する部分（附則第六条の四第一項第二号ハ及び附則第七条の改正規定に限る。）は、平成三十年年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十九年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第三条 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。